

財産開示事件申立ての手引

〒900-8567 那覇市樋川1丁目14番1号

那覇地方裁判所 民事第3部 債権執行係

☎ 098-918-3330 (直通)

1 申立手数料

収入印紙 2,000円分

- ※ 1名の申立人が2通以上の債務名義に基づいて申し立てても、債務者が1名であれば1個の申立てでできます。
- ※ 申立人が2名以上の場合は、債務名義が1通であっても申立ての個数は申立人の数になります(2,000円×申立人の数)。
- ※ 同一の債務名義に複数の債務者が記載されている場合も、財産開示手続の性質上、債務者ごとに別事件として申立てをすることが必要となります。

2 予納郵便切手、予納金

- (1) 郵便切手 84円分(保管金提出書の郵送を希望する場合)
※保管金納付者の事前登録を行っている場合は、登録コードをお知らせください。
- (2) 予納金 6,000円

3 申立書添付書類

- (1) 債務名義及びその送達証明書
 - ※ 執行文付与が必要な債務名義は、執行文付きのもの
 - ※ 更正決定又は更正処分があるものは、その正本及びその送達証明書も添付のこと
 - ※ 債務名義等の還付が必要な場合は、**①債務名義還付申請書 ②還付を求める債務名義等の写し**を各1通添付してください。
- (2) 当事者(申立人、債務者)が法人である場合、代表者の資格証明書(商業登記の代表者事項証明書等)
- (3) 当事者の住所や氏名(名称)が債務名義上の住所・氏名(名称)と異なっている場合、当事者の同一性(つながり)を示す公文書(住民票、戸籍附票謄本、商業登記の代表者事項証明書等)
※ 上記(2)、(3)については、申立日より1か月以内に発行されたもの。

4 申立書添付書類以外の提出書類

当事者目録、請求債権目録の写しを各1部添付してください(これは申立書に添付書類として表示しなくて結構です。またホッチキスとじ及び押印はしないでください。)

※ 不明の点、特殊事案等については、係に相談してください。